

目次

本書について

本書は、自動車整備士の法令を学ぶためのテキスト（教材）です。3級自動車整備士を養成する際の、履修目標範囲を収録しています。

自動車整備士になるためには、高等高校の自動車科や専門学校などの「一種養成施設」もしくは、整備工場で働いている方を対象としている自動車整備振興会技術講習所の「二種養成施設」のいずれかの施設の課程を修了し、実技試験の免除資格を得て、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、日整連）が実施する「自動車整備技能登録試験（以下、登録試験）」を受験することが一般的になっています。

自動車整備士の登録試験のうち3級は、全30問出題されます。合格基準は、そのうちの70%、すなわち21問以上正解することとなっています。法令に関する問題は、おおむね3問出題されています。責任点（出題分野ごとの成績基準）はありません。

「法令」と聞くとなじみがなく、ニガテな方もいるかと思います。しかし、「図解3級法令」という書籍名が示すとおり、できるだけ図を入れています。理解しにくい箇所もあるとは思いますが、あきらめずに最後までがんばってください。

公論出版 編集部

第1編 道路運送車両法

1章 総則

2章 自動車の登録

3章 保安基準

4章 点検整備制度

5章 検査制度

6章 自動車の整備事業

第2編 道路運送車両の保安基準

1章 自動車の構造

2章 自動車の装置（原動機及びシャシ関係）

3章 自動車の装置（車体関係）

4章 自動車の装置（公害防止関係）

5章 自動車の装置（灯火関係）

6章 自動車の装置（運転操作）

第3編 過去5年分出題例（3級）

1章 道路運送車両法関係

2章 道路運送車両の保安基準関係

第4編 ワークシート

1章 道路運送車両法関係

2章 道路運送車両の保安基準関係

自動車に関する法令概略

- 日本の法令は一般に、法律 ⇒ 政令 ⇒ 省令 ⇒ 告示・通達といった体系となっている。
- 法律は国会で制定されるわけであるが、それに基づき内閣から政令が、そして各省から省令がそれぞれを補う形で公布される。また、通達は省令をさらに補う形で、地方の行政機関などに對して文書で公布される。

► 道路運送車両法（法律） ※略称：車両法 略語：❾

- 道路運送車両の安全性の確保、公害の防止、適正な使用を期するため、自動車の検査や登録制度を設けるとともに、自動車の整備及び整備事業を規制する法律。昭和 26 年 6 月 1 日（法律第 185 号）に制定。
- 車両法は、その柱として、第 1 章 総則、第 2 章 自動車の登録等、第 3 章 道路運送車両の保安基準、第 4 章 道路運送車両の点検及び整備、第 5 章 道路運送車両の検査等、第 6 章 自動車の整備事業、の 6 つを定めている。

► 道路運送車両法施行令（政令） ※略称：施行令

- 車両法の内容を補足する政令で、具体的な内容が定められている。昭和 26 年 6 月 30 日（政令第 254 号）に制定。

► 道路運送車両法施行規則（省令） ※略称：施行規則 略語：⩂

- 車両法の内容を補足する省令で、具体的な内容が定められている。昭和 26 年 8 月 16 日（運輸省令第 74 号）に制定。

► 自動車点検基準（省令） ※略称：点検基準 略語：⩂

- 車両に行うべき点検の項目等の詳細を定めた省令。昭和 26 年 8 月 10 日（運輸省令第 70 号）に制定。

► 道路運送車両の保安基準（省令） ※略称：保安基準 略語：⩂

- 車両の安全性の確保や公害防止を図るため、車両の構造や装置等の技術基準について定める省令。昭和 26 年 7 月 28 日（運輸省令第 67 号）に制定。整備及び検査の拠り所となる基本的事項が明示されている。

► 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（告示） ※略称：細目告示 略語：⩂

- 自動車の構造、装置、乗車定員又は最大積載量の基準について、詳細、細目を規定している。平成 14 年 7 月 15 日（国土交通省告示第 619 号）に制定。

第 1 編 道路運送車両法（抜粋）

1章 総則		5章 検査制度	
①この法律の目的	4	①自動車の検査	13
②定義	5	②新規検査	14
③自動車の種別	6	③継続検査	14
2章 自動車の登録		④自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査	15
◎ポイント	8	⑤自動車検査証の有効期間	16
3章 保安基準		⑥自動車検査証の備付け等	17
①自動車の構造	9	⑦自動車検査証の返納等	17
②自動車の装置	10		
③乗車定員又は最大積載量	10		
4章 点検整備制度		6章 自動車の整備事業	
①使用者の点検及び整備の義務	11	①自動車特定整備事業の種類	18
②日常点検整備	11	②認証	18
③定期点検整備	12	③自動車特定整備事業者の義務	19
④点検整備記録簿	12		

1 章 総則

この章では、車両法の目的を明らかにし、用語の定義、そして自動車の種別を定めている。車両法は何を目的としているのか？第1条に集約されている。



1 この法律の目的 ⑩1条

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行ひ [★1]、並びに安全性の確保及び公害の防止、その他の環境の保全 [★2] 並びに整備についての技術の向上を図り [★3]、併せて自動車の整備事業の健全な発達 [★4] に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

●ポイント

► 所有権についての公証等を行う [★1]

- 自動車を登録することにより、所有権の所在（誰の所有物であるか）を明らかにする趣旨。車両法第2章「自動車の登録等」においてその登録制度が定められている。
- 「公証」とは、特定の事実又は法律関係の存否を公（おおやけ）に証明する行為。各種の登記や証明書の発行などを行う。



► 安全性の確保及び公害の防止、その他の環境の保全を図る [★2]

- 安全性を図るために自動車の構造などを定める趣旨。同時に、運行に伴って発生する騒音や排気ガスなどによる公害を防止し、環境保全を図る。



公害の防止！

► 整備についての技術の向上を図る [★3]

- 整備従事者の技術向上や整備施設、作業機材などの整備体制の向上を図る趣旨。



整備技術の向上！

► 整備事業の健全な発達に資する [★4]

- 上記 [★1] ~ [★3] を運用するためには不正を行わず、健全な発達を図っていくことが必要であるとの趣旨。



健全な発達！

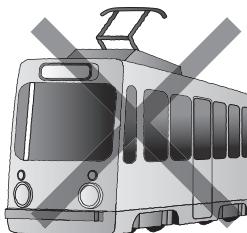
2 定義

車2条／施1条

●ポイント

► 道路運送車両

- 道路運送車両は**自動車**、**原動機付自転車**及び**軽車両**に分類され、それぞれその定義が規定されている。

道路運送車両		
①自動車	②原動機付自転車 (施行規則第1条)	③軽車両 (施行令第1条)
<p>軌条（レール、線路）や架線（送電線等）を使用せずに陸上を移動できるもの。軌条や架線を使用する電車、ロープウェイ、トローリーバスなどは除外される。</p> 	<p>一定の総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動できるもので、内燃機関[★1]を原動機とするもの、及び、内燃機関以外を原動機とするものがあり、次に分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下、0.60kW以下 第一種原動機付自転車 50cc超125cc以下、0.60kW超1.00kW以下 第二種原動機付自転車 	<p>人力又は畜力により陸上を移動できるもの（動力の付かないもの）で、次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 馬車 牛車 馬そり 荷車 人力車 三輪自転車 リヤカー 

内燃機関[★1]、及び内燃機関以外のものを原動機とする原動機付自転車の分類

二輪のもの

- 50cc以下
- 0.60kW以下



第一種原動機付自転車と呼ぶ

- 50cc超125cc以下
- 0.60kW超1.00kW以下



第二種原動機付自転車と呼ぶ

二輪以外のもの

- 50cc以下
- 0.60kW以下



第一種原動機付自転車と呼ぶ

[★1] 内燃機関とは、ガソリン等の燃料をシリンダ内で燃焼（爆発）させ、そのエネルギーを動力とする原動機。

第2編 道路運送車両の保安基準（抜粋）

1章 自動車の構造

①用語の定義	21
②長さ、幅及び高さ	22
③最低地上高	22
④車両総重量	23
⑤軸重及び輪荷重	23
⑥安定性	24
⑦最小回転半径	25

2章 自動車の装置（原動機及びシャシ関係）

①原動機及び動力伝達装置	26
②走行装置	27
③操縦装置	28
④かじ取装置	29
⑤施錠装置	30
⑥制動装置	30
⑦緩衝装置	33
⑧燃料装置	34
⑨電気装置	34

3章 自動車の装置（車体関係）

①車体及び車体	35
②巻込防止装置	37
③突入防止装置	38
④乗車装置	39
⑤運転者席	39
⑥座席	39
⑦座席ベルト	40
⑧頭部後傾抑止装置	40
⑨年少者用補助乗車装置等	41
⑩非常口	41
⑪窓ガラス	42

4章 自動車の装置（公害防止関係）

①騒音防止装置	44
②ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	45

5章 自動車の装置（灯火関係）

①灯火等の共通基準	47
②走行用前照灯	48
③すれ違い用前照灯	48
④前部霧灯	49
⑤車幅灯	49
⑥側方灯及び側方反射器	50
⑦番号灯	50
⑧尾灯	51
⑨後部反射器	51
⑩大型後部反射器	52
⑪制動灯	52
⑫補助制動灯	53
⑬後退灯	53
⑭方向指示器	54

6章 自動車の装置（運転操作）

①警音器	55
②非常信号用具	55
③盗難発生警報装置	56
④後写鏡	56
⑤その他の装置等	57

注：本編において、注釈がない箇所は主にマイカー型の乗用自動車の基準を解説している。

1 章 自動車の構造

この章では、自動車の大きさや最低地上高等、道路を運行する際に最低限守らなければならない構造について定めている。なお、保安基準は基本的事項を規定しているものであり、その詳細については細目告示に規定されている。



1 用語の定義 ④1条／細2条

- ポイント

► (1) 空車状態 (=車両重量)

次の全量を搭載した状態			
①燃料	②潤滑油	③冷却水等	④運行に必要な固定的設備

► (2) 積車状態 (=車両総重量)

自動車の状態	乗員	物品
空車状態	乗車定員の人員（55kg／1人）が定位置 [★1] に乗車した状態	最大積載量が物品積載装置に均等に積載された状態

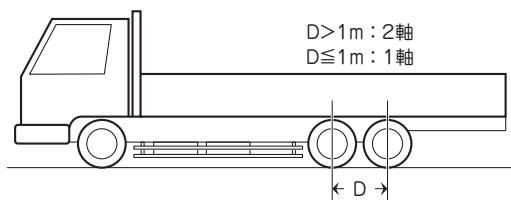
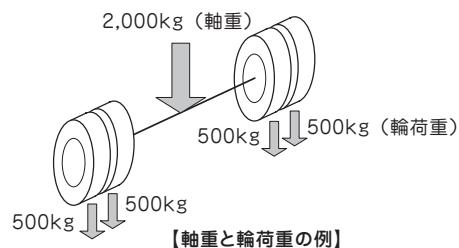
[★1] 路線バス等の立席定員の場合は、立席に均等に乗車した状態とする。

► (3) 輪荷重

- 自動車の1個の車輪が路面に加える鉛直荷重。

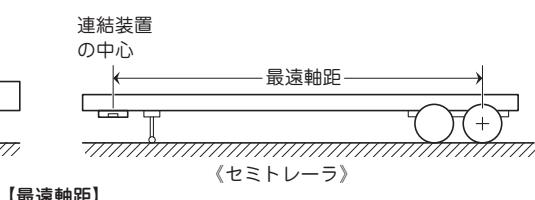
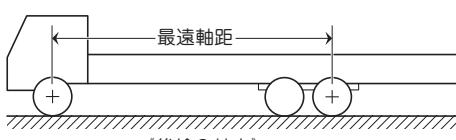
► (4) 軸重

- 各車軸に装着されている車輪の荷重（輪荷重）の合計。ただし、その車軸の間隔が1m以下の場合は、1軸として計算される。



► (5) 最遠軸距 (ホイールベース)

- 自動車の最前部の車軸と最後部の車軸中心までの距離。ただし、セミトレーラにあっては、連結装置の中心から最後部の車軸中心までの距離となる。



2 長さ、幅及び高さ

④2条／細162条

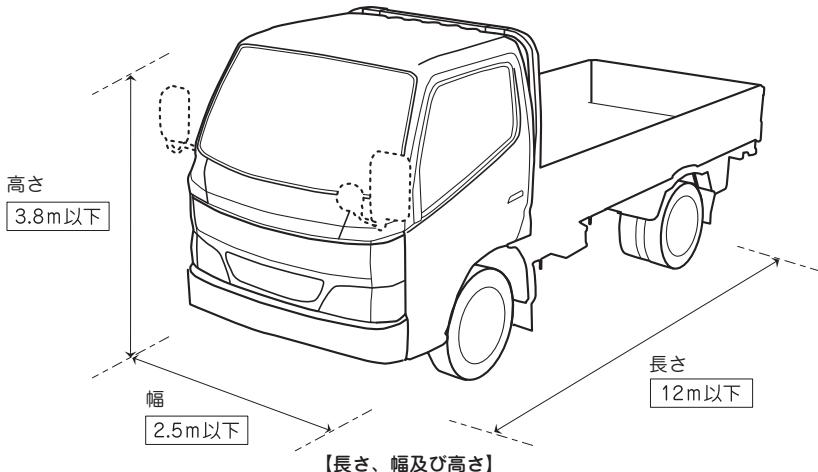
●ポイント

► 長さ、幅及び高さの上限と測定方法

- 自動車の長さ、幅及び高さについて、次に掲げるよう上限が定められている。また、測定は空車状態で巻き尺等を用いて行う。なお、車体外の後写鏡等については取り外した状態で行う（計測されない）。

自動車の大きさの上限		
長さ	幅	高さ
12m [★1]	2.5m	3.8m

[★1] 告示で定めるセミトレーラについては13m。



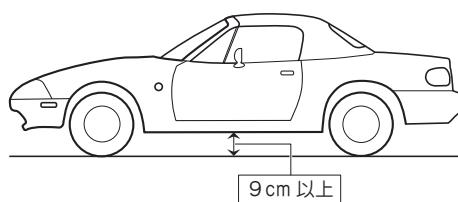
3 最低地上高

④3条／細163条

●ポイント

► 間げき

- 自動車の地面との間げきは、全面において9cm以上であること。



【最低地上高】

1章 道路運送車両法関係

※設問末尾の用語等について

出題の区分と出題時期を示している。[3G H31.3] であれば平成31年3月に行われた3級ガソリンの問題であることを示し、[3G R5.10] であれば令和5年10月に行われた3級ガソリンの問題であることを示す。また、3C…3級シャシ、3D…3級ジーゼル、3N…3級二輪の略である。

► 定義（P. 5 参照）

【1】「道路運送車両法」に照らし、次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものは次のうちどれか。[3G R2.10]

「道路運送車両」とは、（ ）をいう。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 原動機付自転車及び軽車両 | 2. 自動車及び原動機付自転車 |
| 3. 自動車、原動機付自転車及び軽車両 | 4. 自動車及び軽車両 |

【2】「道路運送車両法」に照らし、次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものはどれか。[3G R4.10]

「道路運送車両」とは、（ ）をいう。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 自動車、原動機付自転車及び軽車両 | 2. 自動車及び軽車両 |
| 3. 原動機付自転車及び軽車両 | 4. 自動車及び原動機付自転車 |

【3】「道路運送車両法」に照らし、次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものは次のうちどれか。[3N R5.3]

「道路運送車両」とは、（ ）をいう。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 自動車及び軽車両 | 2. 自動車、原動機付自転車及び軽車両 |
| 3. 自動車及び原動機付自転車 | 4. 原動機付自転車及び軽自動車 |

► 自動車の種別（P. 6 参照）

【1】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別に該当しないものは次のうちどれか。[3N H31.3]

- | | | | |
|----------|------------|----------|------------|
| 1. 普通自動車 | 2. 小型特殊自動車 | 3. 大型自動車 | 4. 大型特殊自動車 |
|----------|------------|----------|------------|

【2】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別に該当しないものは、次のうちどれか。[3C R2.10]

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 1. 小型自動車 | 2. 普通自動車 | 3. 大型自動車 | 4. 軽自動車 |
|----------|----------|----------|---------|

【3】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別に該当しないものは、次のうちどれか。[3C R4.3]

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 1. 大型自動車 | 2. 普通自動車 | 3. 小型自動車 | 4. 軽自動車 |
|----------|----------|----------|---------|

【4】「道路運送車両法」に照らし、自動車の種別に該当しないものは次のうちどれか。[3C R5.10]

- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 1. 軽自動車 | 2. 小型自動車 | 3. 普通自動車 | 4. 大型自動車 |
|---------|----------|----------|----------|

► 使用者の点検及び整備の義務 (P.11 参照)

【1】「道路運送車両法」に照らし、道路運送車両の点検及び整備について、次の文章の（イ）と（ロ）に当てはまるものとして、下の組み合わせのうち、適切なものはどれか。[3D R1.10]

自動車の（イ）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ロ）に適合するように維持しなければならない。

- | (イ) | (ロ) | (イ) | (ロ) |
|--------|------|--------|------|
| 1. 所有者 | 整備基準 | 2. 使用者 | 整備基準 |
| 3. 所有者 | 保安基準 | 4. 使用者 | 保安基準 |

【2】「道路運送車両法」に照らし、道路運送車両の点検及び整備について、次の文章の（イ）と（ロ）に当てはまるものとして、下の組み合わせのうち、適切なものはどれか。[3D R3.10]

自動車の（イ）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ロ）に適合するように維持しなければならない。

- | (イ) | (ロ) | (イ) | (ロ) |
|--------|------|--------|------|
| 1. 使用者 | 保安基準 | 2. 使用者 | 整備基準 |
| 3. 所有者 | 保安基準 | 4. 所有者 | 整備基準 |

► 日常点検整備 (P.11 参照)

【1】「道路運送車両法」に照らし、日常点検整備に関する次の文章の（イ）と（ロ）に当てはまるものとして、下の組み合わせのうち、適切なものはどれか。[3C R2.3]

自動車の使用者は、自動車の（イ）、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、（ロ）等により自動車を点検しなければならない。

- | (イ) | (ロ) | (イ) | (ロ) |
|---------|-------|---------|-----|
| 1. 使用年月 | 点検ハンマ | 2. 使用年月 | 目視 |
| 3. 走行距離 | 点検ハンマ | 4. 走行距離 | 目視 |

【2】「道路運送車両法」に照らし、日常点検整備に関する次の文章の（イ）と（ロ）に当てはまるものとして、下の組み合わせのうち、適切なものはどれか。[3C R3.10]

自動車の使用者は、自動車の（イ）、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、（ロ）等により自動車を点検しなければならない。

- | (イ) | (ロ) | (イ) | (ロ) |
|---------|-------|---------|-------|
| 1. 走行距離 | 目視 | 2. 使用年月 | 目視 |
| 3. 走行距離 | 点検ハンマ | 4. 使用年月 | 点検ハンマ |

2章 道路運送車両の保安基準関係

► 長さ、幅及び高さ (P.22 参照)

自動車は、長さ [] m、幅 [] m及び高さ [] mを超えてはならない。

► 軸重／輪荷重 (P.23 参照)

自動車は、輪荷重 [] t 以下、軸重 [] t 以下でなければならぬ。

► 安定性 (P.24 参照)

自動車は空車状態において左右に傾けた場合、それぞれ [] ° まで傾けた場合に転覆しないこと。

► 最小回転半径 (P.25 参照)

自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて [] m以下でなければならない。

► 走行装置 (P.27 参照)

自動車のタイヤの接地部の溝は [] mm (二輪自動車は [] mm) 以上であること。

► 燃料装置 (P.34 参照)

自動車の燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から [] mm 以上離れていること。

► 窓ガラス (P.42 参照)

前面ガラス及び側面ガラスは、可視光線の透過率が [] であること。

► 走行用前照灯 (P.48 参照) / すれ違い用前照灯 (P.48 参照)

灯火の色等については、次のとおりである。(令和5年製作の乗用自動車に適用される基準)

「走行用前照灯」の

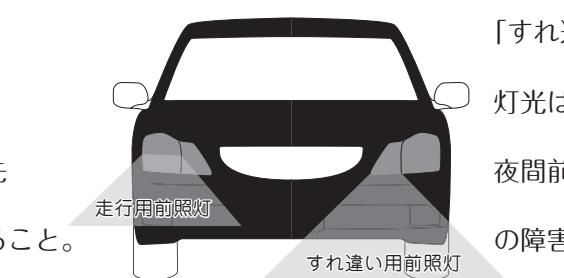
灯光は [] 色で、
夜間前方 [] m先

の障害物等を確認できること。

「すれ違い用前照灯」の

灯光は [] 色で、
夜間前方 [] m先

の障害物等を確認できること。



自動車整備士の
図解3級法令
令和6年（2024年）版

無断転載・複製を禁ず

■発行日 令和6年4月1日

■定 價 680円 送料300円（共に税込み）

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03(3837)5731 編集
5745 販売
FAX 03(3837)5740